様式第１号（第３条関係）

【公　開　用】

【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】会議概要

会　議　名	令和５年度　第２回　【足立区地域自立支援協議会権利擁護部会】
事　務　局	福祉部　障がい福祉課 衛生部　中央本町地域・保健総合支援課
開催年月日	令和５年１１月１３日（月）
開 催 時 間	午後１４時００分　～　午後１６時００分
開 催 場 所	障がい福祉センターあしすと　５階ホール
出　席　者	別紙のとおり
欠　席　者	別紙のとおり
会 議 次 第	１　開会あいさつ ２　議事 （１）合理的配慮等の取組みについて （２）成年後見制度の利用促進について ４　事務連絡 （１）今後の開催予定 （２）その他
資　　料	１　第２回権利擁護部会　次第 ２　差別解消法における合理的配慮について【資料１】 ３　足立区における成年後見制度の取り組みについて【資料２】 ４　精神障がい者にかかる成年後見制度利用促進について【資料３】 ５　知的障がい者にかかる成年後見制度利用促進について【資料４】
そ　の　他	公開状況：公開 傍聴：なし

様式第２号（第３条関係）

（協議経過）

○小川事務局員

本日はお忙しい中、令和５年度第２回権利擁護部会にご参加いただき、ありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます、障がい福祉課虐待防止・権利擁護担当係長の小川です。よろしくお願いいたします。

早速ですが、本日の配布資料を確認させていただきます。次第と資料１～４まで、皆さまお手元にありますでしょうか。不足等ございましたら、事務局までご連絡ください。

それでは、次第にそって進行させていただきます。まず、開会あいさつを障がい福祉課長の日吉よりご挨拶させていただきます。

１　開会あいさつ

○日吉委員

障がい福祉課長の日吉と申します。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

権利擁護部会は今年度第２回目ということで、障がい者の権利擁護の推進と差別解消といった問題をご検討いただく場となっています。足立区として障がい者の権利擁護ということについてはこれまでも行ってまいりましたが、まだまだ取り組めることがあるのではないかと考えております。ですのでこの場で皆さまから忌憚のないご意見をいただければと思います。

本日はよろしくお願いいたします。

○小川事務局員

本日の部会は、議事録を区のホームページで公開させていただく予定です。そのため、議事の内容を録音させていただいております。また、議事録作成のため、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

それでは議事に移ります。ここからの議事については、山本部会長に進行していただきます。よろしくお願いいたします。

２　議事

○山本部会長

権利擁護センターあだちの山本と申します。今日は次第にもありますとおり、前半が合理的配慮等の取組みについて、後半が成年後見制度の利用促進についてということで、皆さまからいろいろなご意見をいただきながら進行できればと思います。ではまず、事務局の小川係長より説明をお願いいたします。

（１）合理的配慮等の取組みについて

○小川事務局員

障がい福祉課の小川です。

資料１「差別解消法における合理的配慮について」ということで、前回の権利擁護部会の中でも話があったかと思いますが、令和６年４月１日から事業所による合理的配慮の提供が義務化されるということになっております。

合理的配慮の事例として、車いす利用者が電車に乗る時のスロープ利用、視覚障がい者への読み上げ支援、聴覚障がい者への手話通訳や筆談支援等がよく取り上げられています。取り上げられることが決して悪いということではなく、非常に分かりやすい、例示しやすいことだと思っています。資料１の裏側に、内閣府が発行しているチラシを載せています。この事例で出されているものを見ても、手話をしている方、車いすの方、盲導犬を連れた視覚障がいの方、白杖を持った視覚障がいの方と、事例として分かりやすいのはこのような形のものという感じがします。

それに比べて、知的障がいの方の例示は伝わりにくい、分かりにくいということがあります。例えばレストランやフードコートで、知的障がいの方が落ち着かなくて大声を上げてしまうことがあります。初めての場所やにぎやかな場所が苦手という方がいらっしゃいます。その時、できるだけゆったりしたスペースを確保して欲しいということや、大声を上げてもそれ以上のことはないので少しずつ落ち着いていくということを周りの方が理解していただければ、過ごしやすくなります。

また、窓やドアが少しだけ開いていると閉めようとしてしまう方もいらっしゃいます。コロナ禍では少しだけ窓を開けるということが、色々なところでありました。自閉的傾向のある方は、窓やドアがちゃんと閉まっていないと嫌で、全部閉めに行くという方が中にはいらっしゃいます。その時、支援者はそのような行動はできるだけ阻止しますが、もし窓を閉められてもこっそりと開けに行っ

たりするので大丈夫ですよ、ということを周囲にご理解いただければと思います。知的障がいや自閉的傾向をお持ち方のご家族はこのように思われているのではないでしょうか。精神障がいをお持ちの方の中にも、なかなか自分で言いたいことを伝えられなくて、周りの方に理解してもらえない方もいらっしゃるかと思います。

そのような知的障がいや精神障がいの一部の方にとっての合理的配慮とは何なのかと改めて考えたときに、社会生活上の障壁、バリアと言われるものは、非常に個別性が高く、そもそも何がバリアなのかを明確化しなくてはならないということになります。大きな声が苦手ということがバリアな方もいますし、小さなお子さんの高い声が苦手という方等、色々なタイプの方がいらっしゃいます。そのようなところにスポットを当てて明確化していかなくてはいけません。合理的配慮とは、このようなタイプの方にとってはアセスメント、いろいろな情報を収集したり、みんなで共有したりすることを含めた取り組みであるということが言えるのではないかと考えています。

ただ、これらのことを一般の方にすぐに理解していただくことは難しいと思います。合理的配慮が義務化されたからといって、各事業所に知的障がいの個別性の高い部分を理解していただくことは難しいと思います。一方で、知的障がいの本人とご家族にとっては、とても大切なことで、日常生活でそのような部分でしんどい思いをされている方がいらっしゃいます。

ではどうするのかということですが、このあたりを粘り強く伝え続けていく、発信し続けていくことが大切なのかなと考えています。ご本人から言っていただくことも必要ですが、関係機関の皆さんから発信していくことが必要だと思います。簡単にできることではないですが、少なくとも我々が粘り強く発信していかなければいけないと考えています。この部会にも知的障がいのお子さん、あるいは関係者で近く関わっていらっしゃる方がいます。特にご家族の立場でいらっしゃる、手をつなぐ親の会の佐藤さん、肢体不自由児者父母の会の鈴木さんに事前にインタビューをしました。お二人の個人的なことも含めて、それぞれの当事者会の中でいろいろな声が出てくることもあるのかなと思います。お二人のご発言の後に皆さんからご意見いただければと思います。

○山本部会長

それでは、合理的配慮を必要とする具体的な事例ということで、まず、手をつなぐ親の会の佐藤委員からご紹介いただけますでしょうか。

○佐藤委員

手をつなぐ親の会の佐藤です。

まず、知的障がいのある方の事例です。とある民間スポーツクラブの入会の申込に行ったところ、介助者をつけてください、と言われたそうです。お一人でも参加できる方なのですが、介助者の方と再度申込に行ったところ、異性の介助者の場合は更衣室等の異性の入れないところは使えないですと言われたり、二人分の会費を払ってくださいと言われて、結局入会を断念したそうです。うまく対応できないかもとか接し方が分からないからという感じで、一人での参加を断られてしまったのだと思いますが、受け入れ側の障がい理解が必要だと思いました。

介助者が必要な人は費用が二倍かかるという問題は、結構あります。公共施設だと障がい者手帳で半額になったり、無料のところも多々ありますが、民間だとほとんどそのような配慮はないと思います。ヘルパーが二人で支援している重度の方は、交通費が倍かかります。

次はコンサートの事例です。東京善意銀行という東京都の社会福祉協議会からコンサートの招待がよくあります。大体「一般のお客様と一緒に鑑賞ができて、コンサートの間静観できる方のみ」となっていて、吹奏楽とか大きい音が出るものだから大丈夫かなと思って行ったところ、声を出してしまい、周りの人に睨まれたり嫌な思いをしました。それから、ピアノのコンクールでのことですが、車いすで見に来られた方が、喜んで手を叩いたりしていたら、途中で退出させられていました。申込前に「静観できる方のみ」と明記してくれているのは、逆にお互いに良い配慮なのかなと思ったりもします。逆に声出しOKというコンサートも年に何回かあるので、そういうところで楽しんでいます。

また、感覚過敏の方もいらっしゃいますが、その方向けにセンサリールームというもの

が最近できています。スタジアムでのスポーツ観戦時にセンサリールームを利用したり、成田空港でも近々体験の機会がありますというお知らせが来ました。学校や施設にはクールダウンスペースが作られていたりしますが、周りの音を遮断して静かに落ち着く場所です。移動式のセンサリールームを開発しているというところもあるようです。

次の事例ですが、食べ物が大好きで、公園を散歩中にお弁当を食べている人がいたら、突進してしまう方がいます。家族で外食に行った時に、テーブルに乗ったりして、周囲に冷たい目で見られ、それ以来、家族で外出することが難しくなりました。人に見られることが恥ずかしい、と親が障がいを受け入れられないと、子どもの経験も乏しくなってしまうと思います。

子どもに障がいがあるとわかった後に離婚したとか、受け入れられなくて逃げてしまう親もいると思います。子どものうちから身近に障がいのある子がいて、色々な子がいるものだと知っているだけでも、違うのかなと思います。一生懸命やっている親御さんもたくさんいますし、家族で毎年旅行に行くという方もいます。

それから、育成会では障がい理解についての研修活動をしています。合理的配慮については、グループワーク形式で事例検討をしたりしています。例としては、レストランで騒ぎ出したお子さんがいて、本人と家族と店員さんと周りのお客さんのそれぞれの気持ちを想像して、何ができるか考えてみましょうというような研修をしました。

病院で、待合室で静かに待つことができないという方もいます。その場合は、通院介助のヘルパーと外を散歩したり、運動のできるスペースを探してもらったりしています。

歯医者は障がい者と分かると専門の歯医者を紹介されます。専門の歯医者だと予約がいっぱいで受診期間が空いてしまうような状況になっていますので、地域の歯医者で診てもらえると良いのになと思います。最初に地域の歯医者に行った時に、「うちでは診れないからここに行って」と言われると、受診拒否と感じてしまいます。専門の歯医者ではよく配慮がされていて、動きを止めることができない子は、バスタオルを巻いて網でベッドに固定して治療してくれます。奥歯の治療や親知らずを抜くような長時間じっとしていないといけない場合は、全身麻酔をして治療します。全身麻酔は呼吸も止まるということを知らなかったのですごく怖かったですが、それでも保険診療でやってくれて医療費もかからなかったので、とても配慮していただいてありがたいことだと思います。

また、特別支援学校では脳波検査を勧められるのですが、病院に連れて行っても、睡眠薬が効かず眠れなくて、検査できませんでしたという人が多いです。受けやすい何かしらできるような配慮があれば良いなと思いました。

散髪については、通所施設に散髪屋が来てくれたり、色々な配慮をしてやってくれる事業者がいます。

○山本部会長

ありがとうございます。いろんな事例や経験に基づくことを発表していただきました。

続いて、肢体不自由児者父母の会の鈴木委員からお願いいたします。

○鈴木委員

肢体不自由児者の多くは、親またはガイドヘルパーなど介護者がいないと一人で外出することができません。障がいのある息子が幼い頃は、ノンステップバスやエレベーターなどバリアフリーが整備されてなく、車で移動することが多かったのですが、高等部を卒業後、ガイドヘルパーを利用するようになり、経験不足な息子が、人目を気にせず親以外の人に自分の思いを伝えることができるように、親子で通院など電車やバスを利用して行くことにしました。バスの運転手さんによってスロープの出し入れがテキパキできる方、時間がかかる方と様々でした。緊張して人目を気にして言葉が出なかった息子も、今では電車を利用する際、自分から駅員さんへ渡り板の依頼や、挨拶もできるようになりました。息子と外出の際に困ることはエレベーターとトイレの利用についてです。街中でキャリーバッグを持って外出している姿をよく見かけますが、高齢者、ベビーカー、車椅子使用者以外にも多くの方がエレベーターを利用するため、スムーズに乗れず待つということ、トイレの利用については多機能トイレと呼ばれ、誰もが利用するため待たされるケースが多くあります。

先日、父母の会定例役員会にアンケート形

式で意見を回収しました。【お子さんとの外出の際で大変だったことについて】意見が多かったのは、エレベーターとトイレの利用についてでした。エレベーターを利用したい時なかなか乗れずエレベーター前で待つことが多い。バリアフリートイレの多くは広いスペースに洋式トイレのみ、大人用のおむつ替えができるベッドを探すのがすごく大変、無い場合はおむつ替えができる場所を提供してほしいという意見もありました。先日、東京駅で息子とトイレが空くのを待っていたら、20 分ほどして中から 4〜5 人の女子高校生が出てきた時は呆れました。国土交通省が周知しているバリアフリートイレについて、公共施設や商業施設、駅構内などでバリアフリートイレについて周知・掲示していただくことで、車椅子使用者等が優先的にトイレを使えるようになれば、不安なく外出することができるようになると思います。【嫌な思いをしたことについて】バスにお子さんと一緒に乗車した際、渡り板など対応した運転手さんに溜息をつかれた方や、乗車に時間がかかると乗客から舌打ちや早くしろ!と言われた方もいました。以前、足立区の交通関係会議に委員として出席した際に、車椅子使用の息子と路線バスを利用した時に、スロープ等の対応に慣れている方や時間がかかる運転手さんがいることを説明し、出席されていたバス会社の方々に「路線バスを運行する際には、スロープ板の出し入れ等、事前に実習をしてから業務にあたってほしいとお願いしました。【お子さんとの外出について】子どもが大声を出したり、人混みは苦手なので駐車場で待たせたり、買い物など連れて行かない。人がいない時間や場所を選んで散歩している方もいるとの意見も出ました。

現在、コロナ感染症対策として 4 年前のような外出等の活動はしていませんが、日頃、会員のお子さんの 9 割がお世話になっている「あいのわ福祉会」各事業所の職員の皆様に「介護職員」という立場での思いをアンケート形式でお答えいただきました。

【利用者さんとの外出や宿泊等で大変だったこと】として、全ての事業所からトイレやエレベーター、食事場所のスペースの確保が大変だったことがあげられました。エレベーターを利用したくても一般の利用者が多く、待つ時間がかかる。障がい者用のトイレが少ないため行き先や時間の調整が難しい。大人用のおむつ替えベッドがなく床にマットを敷いて介助するのは不衛生で当事者・介護者の負担になったという意見もありました。宿泊の場合、車椅子使用者に対応のホテルが少ないため、トイレや入浴の際、段差やスペースの狭さなど介護が大変だったこと。また、外食中に声や食べ方が他のお客様の迷惑と言われ帰らされたり、近くのお客様から「食べ方が気持ち悪い」「汚いから離れてくださる」と言われたこともあったそうです。【利用者さんとの外出の際に気をつけていることや、事前に調べたり準備している物】については、先ほどお話したことは事前に確認や下見等をするのはもちろんのこと、食事の面で、特に刻みやペースト食などの食事形態が必要な方の再調理の対応については、宿泊先等で依頼できるケースも稀にあったが、大半は職員がその場で再調理を数名分順番に行うため、調理器具の持参が必要であり、洗える流しが近くにあるかなど、事前確認等の準備が必要だったこと。障がい特性により、大声が出てしまう方などは声を出したときに「楽しいですね。うれしいですね。」など、その方がなぜ大声を出してしまうのかの理由をご本人と会話することで間接的に周りの人に状況をお伝えすることを意識的にしている。また、いざという時には別行動をとれるよう連絡方法や集合場所をあらかじめ決めておいたり、ご本人が普段外出する時に安心するもの、落ち着くアイテムを必ず持って行くそうです。人が多い場所、大きい音が苦手などの障がい特性がある方には、そのような場所やルートを通らない配慮・下調べが必要。対応面でも想定できる利用者の方の行動を踏まえて、職員の付き添い方や訪れる場所の動き方と、その場で注意すべきポイントなどを、事前に職員間で確認して対応するということでした。【この障壁が無くなれば、障がいがある人も自分らしく気軽に外出できたり、障がいについて理解してもらえたりするのでは？と思うツール、人、しくみ等】ついては、色々と遠慮する事も多いかと思うが、障がい者は「どういう状態なのか？」「どんな事で困っているのか？」「何をしてあげれば良いのか？」と言う所がイメージしにくいのだと思う。もっと世の中に出ていく事で認知度も認識度も上がるのではないか。どんな方にも対応できる環境や仕組みなど理解できるように広くアナウンスする、当事者の

方の声を聞くなどする機会もあるといい。ヘルプマークの周知や細分化。大学生などを実習で受け入れる際にも「関わったことが無い」という方が多い。幼児期などから障がいのある方との関りがあれば…例えば小学校の授業等でそのような取り組みを入れるなどすれば理解が深まるのではないかという意見もありました。息子が通っていた都立城北特別支援学校（現・都立花畑学園）では、城北の小学部高学年の児童と花保小学校４年生との交流が年数回ありました。また城北の中学部と花保中学校との交流や、都立淵江高等学校の生徒会と城北の生徒会役員との交流もありました。幼い子ほど普通に気軽に話しかけてくれるので出会いが大事だと私も思います。障がいのために外出を控えてしまうと、かえって障がい理解にもつながらない。周りの目や理解を気にしながら外出をすることは精神的にも負担となる。社会資源を最大に利用して、気兼ねなく外出が出来るといいと思う。電車を待っている時に事前に車内の混雑状況や、車椅子、ベビーカー等の利用者の有無等がわかるシステム（障がい者、健常者共に駅到着して扉が開いてからでは対応が困難なため）があるとよい。現在、新型車両の場合、車両ごとに車椅子スペースが設置されているので、とても助かっています。【その他の意見】として、障がいについての配慮は個別性もあるので、福祉以外の業種の方や地域の方も一緒に考えていく環境機会が必要ではと思う。地域・社会とのつながりの一つとして、綾瀬あかしあ園で営業している「ふぉらん」でも、利用者の方が気軽にカフェを利用したり、接客をしたり、お客様も一般の人や、福祉施設にいらっしゃる方等も気軽に利用でき、交流できる場としてより活用していければと考えている。周りの人に迷惑をかけたらどうしよう、白い目で見られたら嫌だなど、障がいを理解していない人、障がいに触れたことのない人にとっては理解が難しいと思う。施設がある地域や外出先等で、障がいを理解して頂くように働きかける役割が施設職員にあるのかもしれない。まだまだ、伝えきれないほど、たくさんのご意見をいただきました。

○山本部会長

お二方ともご自身のお子さんについてと会のメンバーの方からの意見も含めてご発言いただきました。

実際に知的障がいなどで騒がしい場面が苦手な方がいらっしゃる中で、佐藤委員から紹介のありましたセンサリールームという落ち着ける場所がスタジアムなどにあるということ、どちらかというとハード面、ヘルパーが同行する時にヘルパーの分の電車代も払わなければいけないという施策的な部分の補助など、障がいへの理解が深まればどんどん追いついてくるかなと思うのですが、まだ今はその段階ではない状況です。そのような施策やハード面の整備が不足していると感じました。一方、鈴木委員のレストランの入店拒否は合理的配慮の典型的な事例に出てくるようなことですが、実際に場面としてあるのだと分かりました。また、あからさまなものではないですが、バスの運転手が溜息をついていたり、乗客の方が無意識かもしれないですが舌打ちをしたりということで、保護者の方が傷ついてしまったということもあったいうことが分かりました。どちらかというとこれはソフト面の意識の問題で、それを全体で変えていくということは一足飛びには難しいのかなと思います。

今日の権利擁護部会の中で、落としどころは見出しづらいと思います。事前に打ち合わせをする中で、チラシを刷ったり PR 活動をするということは、それ自体は悪いことではないですが、いくら区役所やこの会が情報発信しても、受け手の方々がどこまで発信された情報にアクセスしてくれるかということがあります。おそらくチラシを手に取る方やイベントに参加される方というのは、少なからず障がい者の生活に興味のある方になると思います。一方で、鈴木委員のお話にあったように、できるだけ私たちが外に出て行くようにする、そして障がいのある方の生活を実際に生で見ていただく場面が必要なのではないかとお話がありました。何かツールを使って情報発信することも必要ですが、草の根的な活動、日々の生活の中で障がいのある方のことを受け入れてもらえるような、我々の動き方、こちらとしては意識しながら生活していくことが重要だと感じました。ここにいらっしゃる皆さんは、合理的配慮や障がい者差別等について十分理解のある皆さんだと思いますが、なかなかそのような場面に直面していない一般の方々は、その情報が出ていること自体気づかないことも多いと思い

ます。そのあたりを皆さんのお立場で、ハローワークさんであれば登録されている企業であったり、色々なところに根回しというようなことを継続的に進めていくということも必要だと思います。何かツールを使って周知しておしまいではなく、そのようなことも並行して続けていくということが必要だと感じました。

○小杉委員
成仁病院の小杉です。
鈴木委員から先ほどバスのスロープのお話がありましたが、スロープ設置をあらかじめ訓練しておくということは、とても良いアイデアだと思いました。仕事をしている立場からすると、予測の範囲を超えた時間のかかることがあると、きついなという思いがあります。緊急で何かやってくださいということがあると、イライラしたりすることが人間なのでどうしてもあるので、そのようなことを先に予測できる、訓練みたいなことが先にあるというのはとても良いアイデアだと思います。例えば飲食店で合理的配慮があるので協力してくださいとただ声をかけるだけでなく、実際にこのような方が来たらこう対応したら良いですよというように訓練する場があれば、言葉だけでなく体が一緒に動くことで理解がより深まるのではないかと思いました。飲食店に対して区の方が講習会を開いて、参加した事業者さんはポイントがもらえる等の仕組みがあると、話がうまく進むのではないかと思いました。

○成田委員
ピアサポーターの成田です。
鈴木委員から小さい子が車いすに興味を示していたという話がありました。小さいうちからそのような教育や、そのような方もいるということを教えていくことは良いと思います。自分も小学生の時に知的障がい者の方と関わる機会がありました。普通に受け入れられるように、小さいうちから勉強や知ってもらう取組みをすると良いと思います。長期スパンになってしまいますが、地道にやっていって、今の子どもたちが将来障がいがある方に対して、普通に接することができるようになると良いと思いました。

○山本部会長
昨年の障害者権利条約の報告にも分離教育、統合教育というところがあり、日本は障がい者がいる中での教育には取り組んでいないということでした。長期スパンで考えていく取り組みになりますが、障がい者への理解ということを小さいうちから行うことが必要です。
今日ここで何か取り決めをするということにはいかないですが、お二方からいただいた様々な事例について、権利擁護部会としてどのようなことをしていけるのか、今年もう一回年明けに権利擁護部会を予定していますので、そのあたりで少しまとめていけるようにしたいと思っています。
一つ目の議題の合理的配慮等の取組みについてはこのあたりで終了させていただきます。

（２）成年後見制度の利用促進について
○山本部会長
成年後見制度は皆さんご存知でいらっしゃると思いますが、簡単に成年後見制度の概要と、足立区では成年後見制度でどのようなことをやっているのかということを、私からご説明させていただきます。
成年後見制度は、権利擁護部会においては知的障がい、精神障がいの方々が日常生活をしていく上で必要な契約行為や財産管理を、法律によって定められた代理人によってサポートする仕組みです。具体的には、知的障がいの方が何かサービスを使う時に利用契約を結ぶ、ご自身の年金の管理、金融機関の口座管理があります。サービスの提供者や銀行の窓口の方々が商品やサービスの説明をしてそれに納得して契約してサービスの実施となりますが、説明のところで十分に理解できない方々に対して、家庭裁判所から選任された後見人と呼ばれる方が、ご本人に代わって代理人という立場でいろいろな手続きをするという仕組みになっています。後見制度は、重度の方は後見、中くらいの方は補佐、軽めの方は補助という三つの類型になっています。私は権利擁護センターあだちのセンター長をしておりまして、成年後見制度の推進機関、中核機関という位置づけで、相談対応や啓発業務を行っているところです。
資料２にそって、足立区はどんな取組みしているのかということを紹介させていただきます。令和４年３月に国が第二期成年後見

制度利用促進基本計画を策定しました。この第二期の計画の基本的な考え方を資料にまとめました。まず、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、判断能力が低下した方でも地域社会への参加の実現を目指すということは、基本的な考え方の第一です。

イでは、本人の自己決定権の尊重や意思決定支援というキーワードが全面に出てきているのが第二期計画の特徴だと思います。障がいのある方、認知症になった高齢者の方々の意思が何もないのかというと、そうではなく、その人なりの意思は必ずあります。その意思をどう形成して、どう引き出して、どう実現していくかということが、今回の意思決定支援というキーワードになっています。成年後見制度を使って、意思決定支援を十分に行う必要があります。

ウでは、権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備するとあります。制度が必要な方にこのような制度があるということ自体を周知していきづらいところがあります。そこは、判断能力が低下した方々をサポートする関係者の皆さんの連携を図りながら、本当に制度が必要な方の取りこぼしがないように体制を整備することが必要です。

オは、先ほどの連携ということになりますが、制度全体の説明のところで、家庭裁判所というキーワードが出てきました。判断能力が低下した方を支援するということはどうしても福祉的なイメージがありますが、一方で財産管理、契約行為という法律的な側面も併せ持っています。実際に専門職として後見人になる方々は法律の世界の専門職として弁護士や司法書士がいらっしゃいます。福祉の専門家として、社会福祉士や精神保健福祉士がいらっしゃいます。福祉と司法の連携強化ということで、必要な人が必要な時に、権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要があります。属性を超えた連携をいかに図っていくかということが重要になってきます。

権利擁護支援はどのようなものかということを下に書いています。図は色々なところに出てくる厚生労働省が作成した、地域共生社会の実現と書いてあるものです。判断能力が十分ではないということから、その人が生活をしていくためにどのような問題が出てくるのか、一人では日常生活をその人らしく送ることができない、支援のために必要な制度を利用できない、詐欺、虐待、搾取等の被害に巻き込まれる恐れがあります。上二つは意思決定支援等による、本人が生活していく上で必要な権利を行使するための支援を成年後見制度が担うべきです。一方、何かしら被害に遭ったり、権利侵害に陥ってしまった方に対しては、そこからの回復支援が成年後見制度の大きな役割ということで、意思決定支援等による権利行使の支援と権利侵害からの回復支援という二つの側面で、権利擁護支援をしていく必要があるということを説明している図になります。

具体的な取り組みについて、権利擁護支援のネット―ワークと書いてある図で、足立区高齢福祉課権利擁護推進係と権利擁護センターあだちが一体となって、成年後見制度の中核機関という立場で制度の推進を行っています。その中でポイントとして足立区で取り組んでいるものが、チーム支援の確立ということです。チームでサポートしていくということは重要になります。チームの中に一支援者として後見人が入っていく、後見人と今まで関わっていた関係者が一緒にチームを組んで支援していくということが、今後益々求められてきます。後見人は法的に代理をする権限を裁判所から与えられて、本人のために手続きをしますが、本人の意思を後見人一人で完全にくみ取り切れるかというとなかなか難しいです。日々関わっている関係者の皆さんと一緒に協議しながら、本人の最善の利益を求めるような意思決定をしていかなければいけないということで、チームで協議を重ねながら支援をしていくことが必要としています。そのチーム支援を確立していくために、地域連携のネットワークが必要ということで、それが下の図になっています。後見人と福祉関係者の間の垣根を取っ払いましょうということで、後見人の弁護士、司法書士、社会福祉士の代表の方々と、障がい分野からも相談支援事業所の知的、精神それぞれの関係者の方々にもご参加いただいて、他にも医療機関や金融機関、地域包括支援センター等、様々な関係機関が集まる会を定期的に行いながら、チーム支援の在り方やネットワークの連携の仕方、後見業務、福祉関係の

支援者は後見人にどのようなことを期待しているか等を意見交換しながら、地域連携ネットワークを広げている状況です。図の左側ですが、上から専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）、消費者センターや包括とか、ケアマネさんの団体、高齢者施設、障がい者関係等、足立区の中で活動する様々な方々が成年後見制度の中でどのような連携をしていったら良いかということを協議する会となっています。実際そこで後見人と関係者が連携するにあたってどのような課題があるかということも議題提起しながら、その解決に向けてどのような取り組みをしていったら良いかということも意見交換しながら、ネットワークを推進しているという状況です。

駆け足になりましたが、足立区における成年後見制度の取り組みについてを説明させていただきました。

では、実際に足立区における障がい者にかかる取り組みについてということで、本間係長からお願いします。

○本間事務局員

中央本町地域・保健総合支援課の本間です。

精神障がい者にかかる成年後見制度利用促進について説明させていただきます。資料３をご覧ください。令和４年度の開催状況と令和５年度の開催予定を説明します。

まず、令和４年度の講座開催状況です。家族向け、当事者向け、保健師等向けの講座を行いました。家族向け講座は令和４年１０月に、ぱあとなあ東京の長島さんを講師に招いて、高次脳機能障害の家族会であるさくら会を対象に行い、１３名の参加がありました。当事者向け講座は１１月に、権利擁護センターあだちの職員を講師に招いて、精神障がい者地域活動支援センターふれんどりぃの登録者５名に説明を行いました。新任保健師向け講座は、７月に権利擁護センターあだちに講師をお願いして、１４名が参加しました。

その中で、高齢化と病状の変化・長期化が課題として挙がってきたところです。本人あるいは親の高齢化によって生活が立ち行かなくなる心配から制度利用の相談があります。８０５０問題等もありますので、そのあたりはニーズが高い印象です。病状の変化・長期化については、長期入院者の制度利用について医療機関から相談をよく受けています。

今年度についてですが、保健師向けは既に行っています。令和５年７月に、権利擁護センターあだちの職員を講師に招いて、新任の保健師等１１人が参加しました。１１月には、ぱあとなあ東京の福田さんを講師に招いて、障がい者相談支援専門員、相談支援事業所ネットワーク参加者を対象に行う予定です。また、家族・親族向け講座は、令和６年１月に、ぱあとなあ東京の福田さんを招いて、江北保健センターの家族会を対象に行う予定です。こちらは１２月１０日号の広報でお知らせする予定です。

○山本部会長

ありがとうございました。引き続き、小川係長から、知的障がい者にかかる成年後見制度の利用促進について、ご説明をお願いします。

○小川事務局員

障がい福祉課の小川です。

知的障がいの方の成年後見制度利用を考えたときにいつも難しいと思うことは、親御さんは小さい頃から普通に子育てをしてきています。ただ、発達や知的の遅れがあったりして、健常者だったら手が離れていくところが、なかなか離れることができなくて、成人になっても色々なところで支援が必要になります。それを普通にずっとやられているのですが、相続の問題等が発生し、成年後見人をつけてくださいと、いきなり言われることがあります。高齢者にとっての成年後見制度の使い方は、認知症になった場合、自分たちも親を見ていてイメージしやすいですが、知的障がいの方はなかなか難しいと思います。今まで金銭管理や身上監護をしてきたところに、いきなり成年後見制度を使えと言われてもという戸惑いが親御さんにあります。私は精神の方の担当ではないですが、精神障がいの方は障がいの特性上、判断能力が高くなる時と低くなる時があります。そのあたりで制度の使い方の難しさがあって、知的障がいとは違った難しさがあります。知的障がいの場合は、いきなり親御さんに成年後見制度を使いましょうと言っても腑に落ちないところがあります。一方で、急に親御さんが具合悪くなって支援ができなくなって、短期入所から施設入所へというパターンが最近増えてきているということも現実的にありま

す。崖っぷちのところで落ちてからだと大変なことになりますので、そうなる前にできるだけ制度のご理解をいただいて、親御さんが元気なうちに安心できる、自分の目で確かめられる後見人を利用していただくということも一つの考え方としてあるだろうということで、知的障がいの方では、そのような取り組みをしているところです。

今一番ニーズがあるのは入所施設で、入所施設に入っている方の親御さんが年配になってきて、金銭管理ができなくなったり、もうお亡くなりになっていたりということで成年後見制度を利用したいという希望がかなりあります。一方、地域では先ほども申し上げた理由から、なかなか出てこないということが現実的にあります。そのため、親御さんが信頼している通所先の職員さんや相談支援事業所の相談員さんに、まずは制度を理解していただくということから、実施していこうと考えています。

令和５年度の講座開催状況ですが、あいのわ福祉会の管理職員向けに行ったものがあります。成年後見センター・リーガルサポートの矢頭司法書士に講師をお願いしました。２０名近くの参加者があり、非常に好評をいただきました。また、障がい福祉課職員向けということで、主に障がい援護の職員で異動者や新規採用者に行いました。今後の予定としては、あいのわ福祉会の中の花畑あかしあ園から、事業所単位で行いたいとのお声をかけていただきました。先ほど資料２で山本部会長からお話があった権利擁護支援について、普段の支援の中で意識しているか、この権利擁護支援の延長線上に成年後見制度があるという話を、一緒に学習会という形でやろうと思っています。もう一つはあだちの里という法人向けに令和６年１月に、主任クラスの職員向けに実施する予定です。先ほど申し上げた、一番身近にいる通所等の職員さんのことを保護者の方は信頼しているだろうということを前提に、今年の７月、あだちの里の各事業所のサビ管にアンケート調査をしました。各事業所の成年後見制度への理解度や制度利用が必要な方はいるのかを聞きました。回答結果では、さすがに制度の名前は皆さんご存じですし、このようなものだろうということはご存知ですが、深く理解しているかどうかは差があるようでした。成年後見制度が必要な利用者がどれくらいいるかという質問では、将来的なことも含めると現状で５５名が必要だという回答がありました。入所より通所の方が多かったです。必要な理由は、「家族が高齢や単身のため」が多かったです。そして、利用促進に向けて職員や家族向けの研修や講座をやってほしいという要望がほぼ全員からありました。そのようなことがあって、あだちの里の主任クラス職員向けの講座を実施する運びとなりました。山本部会長も参加してくださいまして、グループ議論するような形にしたいと思っています。また、制度利用の必要な５５名のうちから、１～２名モデルケース的に申し立て支援ができないかなと考えています。身寄りの方が誰もいらっしゃらなければ、区長申立という手段で後見を申し立てるということもあります。このような感じでやっていこうと思っています。今後はあだちの里の事業所以外の事業所とも連携しながらやっていく方向です。まずはモデル的にあだちの里へお声がけさせていただいて、企画しているところです。

〇山本部会長

今のご説明のところで、何かご質問等はありますでしょうか。

〇佐藤委員

手をつなぐ親の会の佐藤です。

資料２でご説明いただいたチーム支援の確立というところで、誰がどうやってチームを集めているのですか。

〇山本部会長

分かりやすい例ですと、高齢者の方では相談窓口として地域包括支援センターがあって、サービスが必要な場合は介護保険の申請につながって、プランを作るためのケアマネジャーがついて、ヘルパーが入った方が良い、デイサービスに通った方が良いという形で色々な事業所がチームのメンバーに加わっていくとことになって、それが介護の場面における一つのチームです。これまで成年後見制度を使う必要がある場合、既存のチームと後見人があまり交わっていなくて、むしろ後見人がついたら後はお願いねと後見人へ丸投げされてしまっていました。しかし、後見人は先ほど説明しましたが、法律の専門家の方がなる場合も多くあり、福祉の専門家とし

て実践的な活動をするということはなかなか追いつかないと思います。一番ご本人のことをよくご存知なのはケアマネジャーや包括の方、直接お体に触れたりして支援しているヘルパーです。本人がどのような生活を望まれているのかというような本人の意思を吸い上げて、後見人にフィードバックして、やり取りを重ねていくチームの中に後見人を迎え入れて、みんなでご本人を支えていく体制を作っていくことが望まれています。

障がいの関連で言うと、例えば知的障がいの方であれば、障がい支援区分の認定を受けるために障がい援護係が入口になると思います。必要に応じて相談支援事業所の計画相談が入ったり、作業所へ通っているのであれば作業所の職員の方、精神障がいの方であればデイケアの職員や主治医の先生が、障がい当事者を取り巻く支援者のチームということになります。そこに後見人が入った時に、後見人もチームメンバーとして一緒に連携していくということを確認していくチームづくりを推進しているところです。

支援者または後見人からチーム支援について行き詰っていて相談にのってほしいという相談が権利擁護センターあだちへ入った場合は、仲介支援も行っています。成年後見制度への理解も支援者の中でまちまちであるとか、後見人が全然動いてくれない、という相談を受けた場合、うまくチームが機能するように、間を取り持ったことも、これまでに何件かあります。

○小杉委員

成年後見制度というより利用促進ということについて、私自身もアップデートしていかなければいけないと思っています。私自身が成年後見制度を利用しようという場面をどう考えるかというと、もう利用しないとその方の支援が立ち行かなくなる人を想定してしまっていて、絶対条件的に必要だから成年後見制度を利用しようという考え方で動いてしまっています。ぎりぎり最後の方策という形で利用しています。この利用促進という部分に関しては、そういうことではなくて、もう少し日常的な部分から将来を見越して使えるように準備していこうという考え方になるのでしょうか。その場面はどんな時なのかを考えると、先ほど小川さんからご説明がありましたが、ご家庭のお財布に触れるような話になるので、民間事業者からするとそこをお声がけするということはハードルが高いと感じています。そのあたりの介入の仕方や考えていかなければいけないことがあれば教えていただきたいです。

○山本部会長

利用促進とは言いつつも、何でもかんでも後見人をつければ良いというものではないというところが難しいです。

○小川事務局員

障がい福祉課の小川です。

資料２の権利擁護支援についてというところに関わってくるのですが、知的障がいでも精神障がいでも自分一人で色々なことを決めたりすることが難しい方がいます。特に精神の方は病状によってブレがあるということで、制度利用が難しいということが根本的にあると思います。国の第二期利用促進基本計画で言っていることは、成年後見制度を使いなさいということではなく、その前段として権利擁護支援が必要で、その延長線上に意思決定支援があるということを強調しています。意思決定をご自身ができるのであれば良いですが、どんな意思があるのか引き出したり、それをどのように決定していくかというように意思決定にもいくつかのプロセスがあります。そのあたりを一緒に考えていく時に必ずしも親御さんが考えていることと本人が考えていることが一致しないかもしれません。特に精神の方は多いと思いますし、知的も重度の方はご自身のお金のことや自分の意思を言うことが難しい方が多いと思います。しかし、そのような人だからこそ、親御さんだけでなく通所の職員や相談支援の職員とか、よく使う短期入所の職員等色々な人がチームとして、ご本人の意思はこういうものだということを一緒に考えていくということが大前提にあります。その延長線上に成年後見制度の利用も考えた方が良いかなという流れになります。

○佐藤委員

希望の苑の佐藤です。

小川係長がおっしゃっていたように、入所では必要な方がいらっしゃるのですが、今は５６名中８名が後見を使われています。本当にご家族がいらっしゃらない方もいますし、

後見人さんによって家族会に熱心に来てくださったり、月１回の面接に来てくださる方もいれば、全く音沙汰のない方もいてなかなか難しいと思います。コロナやインフルのワクチン接種で、何もなく同意書をいただける方もいますが、これはできないと言う方もいるのでハードルが高いと感じています。入所もそうですが通所も同じような感じです。私は入所に異動して１年半ですが、４名の方が父子家庭母子家庭の方で、緊急一時を使われました。最初の方は、自宅で保護者の方がお亡くなりになっており、区長申立で後見人がついています。その後見人がとても良い方なので良かったですが、後見人を選ぶという段階でもなかなか難しいことがあると実感しました。

○山本部会長
　施設の面会等にも一切来ないという後見人も事実いらっしゃいます。弁護士や司法書士の本来の業務が多忙で、なかなか面会にさける時間がなくてという方がいるのも事実です。しかし、そのような方も後見人としての仕事をしなければいけないので、小川係長がおっしゃったように、本人が何を望んでいるか、意思を後見人としてどう確認できているかということが求められます。一回も本人に会ったことがないのに勝手に色々な手続きをやってしまう、手続きできる権限を持たされてしまっているということでできてしまうのですが、そこに本当に本人が望んだ思いがあったのかというところには、クエスチョンマークがついてしまうかもしれません。意思をどう引き出していくか、日頃の生活の中でどのような思いで生活しているか、一番身近で引き出してくださっている支援者の皆さんから色々な情報を集めて、最終的にこのようにしていきましょうと手続きに入っていく、そのようなチームが理想的で、色々なチームの中で形成されていくことが望ましいと思います。連絡の取り方一つとっても、どのような連絡だとつながりやすいか、今はメールやLINEを交換したり、支援者間でも色々な連絡手段があるのですが、実は弁護士はFAXがつながりやすいとか、そのような生のお話を聞きながら、どのような連携の仕方が望ましいかを足立区の地域連携ネットワーク協議会では話しています。おそらく今後、当初のメンバーから委員の層を拡大して、色々な委員に入っていただきながら続けていくことになると思います。もしかしたら権利擁護部会の皆さんも声がかかるかもしれないので、その際は是非ご協力いただければと思います。

○田中委員
　足立地区人権擁護委員の田中です。
　昨年、成年後見制度がなかなか推進されないとデータで教えていただいたと思うのですが、それを人権擁護委員の地区委員会で報告しました。人権擁護委員の中に弁護士が何人かいまして、成年後見制度が進まないことには色々な問題点があると話を聞きました。個々のことなので色々あるだろうと思いますが、個々の促進の妨げになっている例を一つ一つ解決していかないと、第二期が第三期になってもなかなか進んでいかないという感想を抱きました。将来的に必要な人を含めると５５名とありますが、５５名が本当に制度を有効に使えるようにするには、もっと急がなければいけないのではないかと思いました。

○小川事務局員
　障がい福祉課の小川です。
　ご指摘のとおりです。例えば制度利用に当たっては、後見報酬が必要になります。毎月２万円程度のお金をご本人の収入から支払わなければなりません。それから、一回後見人がつくと、基本的にはずっと続きます。また佐藤委員からありましたが、本当にこの後見人大丈夫かなというタイプの方も中にはいらっしゃいます。しかし、よっぽどのことがない限り、後見人は変えることができないということが今の仕組みとしてあります。一回目の権利擁護部会でもお話したと思いますが、国連の権利条約の中では、日本における成年後見制度は良くないと言っています。そのため、日本の成年後見制度も今少しずつ変わろうとしていて、国レベルでは色々なことを変えようという動きが出ているところです。ただ、その動きはそんなに早くないです。後見報酬に関しては、区の方で補助的な仕組みもございますので、そのあたりをうまく活用しながらやっていくということも一つの方法だと思います。

○山本部会長

成年後見制度をうまい形で推進していくということは、色々な方々の協力の中での話になるので、またご意見をいただきながら進めていけたら良いと思います。ご協力を是非よろしくお願いします。

本日予定されていた議事は終了になりますので、進行を事務局へお返しします。

３　事務連絡

（１）今後の開催予定

〇小川事務局員

山本部会長ありがとうございました。皆さんもありがとうございました。

事務局より事務連絡がございます。本日の議事録につきましては、案ができ次第、各委員あてにお送りさせていただきますので、ご確認をお願いします。

今後の開催予定ということで、第３回は令和６年２月７日（水）午後２時から障がい福祉センターの５階ホールで予定しております。ご都合の合わない方がいらっしゃいましたら、後ほど事務局まで教えていただければと思います。

それでは以上を持ちまして、本日の権利擁護部会を終了させていただきます。委員の皆さま、お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。